郵便局認可

（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

第千四百三號

明治十九年十月十一日　月曜日
舊丙戌九月十四日㊋　（甲辰）

日出午前六時四分　日入午後五時二十九分
出午後四時四十四分　月入午前三時五十七分
滿潮午前四時三十七分　干潮午後四時五十七分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價　（明治十九年十月一日改正）
一枚二錢○一箇月前金十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上 六日迄	七日以上 十五日迄	十六日以上
自一行至十行	八錢	七錢	六錢	五錢
自十一行至三十行	七錢	六錢	五錢	四錢
三十一行以上	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢	四錢五厘

時事新報

保護と贈す可き

我輩嘗て官邊の某氏に面し政府が民間の生產業を保護して官金を貸え下ぐれば其非借の人々は或は規摸を廣げ過ぎ或は管理其法を誤く每度失敗の沙汰あり云々の談に及びたる時其人れ說に民間の企業者が生產業と起すも就て政府の保護と請願せしもの其數を知らず其請願書を見れば此業と起せば云々の國益なるに加へて其純利年年何分何割に當ると請合なり抔自ら信ぜて發言するを常とすれども從來の例を以てすれば思ひの外に國益とも爲らず何割何分の純利は正ぎく其反對にぎて何割何分の純損を生じ年々歲々保護乃至拜借金の幾分を徒費ぎ去るもの少なからぎ誠に苦々しき次第なれども又一方より思考すれば何の世何の國にても時に禍亂なれば非ず其禍亂と鎭壓するには莫大の費用を要するものにて現に明治十年西南の亂には凡そ四千萬圓と費ぎたり斯くて禍亂平定して後、國に何程の利益ありや幾千萬圓の大金は殆んど海中に投ぎたると一般、何の利益も爲さゞるのみか往々其餘毒を見ぎとならん之と思へば彼の生產の保護金の如き每度其豫算ぁ齟齬して金の大半を損せるとあるも其金は戰亂の費用の如く烟散霧消するに非ずして國內何人か之を得るもれなるべゆゑぁ敢て惜ぎむに足らず云々と云へり斯く害の一方より見れば私業干涉の害も亦甚ざ小なれども是れは容易に遇ふて火災に遇ひしよりは害少なしとて强ひて自から慰むるの類にして本來の性質より云へば害の大小ぁを違へ共に取る可ふざるものなり且つ彼の生產を保護ぎて其目的を誤まるの害は單に保護金を失ふぁ止るものぁりと信ずるは大なる謬見と申す可し其故如何と云ふに政府の保護を受けたるものは目前の會計餘裕あるに任せ事に因りては民間の同業者と壓倒して往々純粹なる民業を妨害するの例少からず例へば蠶糸業を振興すと稱ぎて官金を借用しぁる者抔い成繭季節各製糸家が繭を買入るゝに際し自家の損益相償はざるを顧ミず極光て高價を命ぎて一手に其繭を買入れんと競爭ぎ民間の製糸家は爲光に其業を沮喪するが如きも其一例として見る可光ものぁり左ぎば殖產興業の事は一に之を人民の私に任ぎ人々の腕次第に働かせて何事にても政府い斯る保護を加ふると見合はもること今の時勢ぁ遺憾の方業なる可し斯く云へば人或は不審を起して今日までは日本國中の生產業に外國人を交へず暴利を拾ふも拾はざるも日本人同士の間柄ぁれば左まで關心もるに足らざれども追て內地雜居を許せば資本ぁり識識ある外國人は遺利を見て袖手するものに非ず日本人にして早く之を拾はざれば彼れ先づ之を拾ふ可きが故に政府は今日までよりも尙ぁ一層保護干涉の區域を廣ゆざる可らず云々と云ふ者もあらん此說一應尤ぁりと雖ども日本人民ぁ膽識なく遺利あるも之を知らず之を知るも之を拾ふの勇ぁき恨りは政府が限りぁるの保護金を何程巧みぁ與へようとて外國人の壓斷を制す可きに非ず且つ從來の例を以てすれば民間獨立の事業は實着にして忍耐の氣に富ミ其事業の利害を感ずること頗る深切ぁるが故に規摸小なるも基礎堅牢にして能く久しきに耐ゆるの力ぁれども其筋の保護ぁどを仰ぐ者は當業の利害を感ずること何處とぁく不深切にして會計散漫徒に外見を張り一時の盧聲四隣を震ふも金漸く盡きば聲も亦漸く低くして外國人ぁどぁ對して實地ぁ永く相對峙し得べしとも思はず故に今日の計は早く保護の事を廢し日本國中の企業者をぁて民間獨立の事業の何物ぁるを知ふしめ遲て外國人の內地に雜居する頃までには其經驗を長ぎ其膽識を增して一身獨立に外國人と競爭もるの準備を爲さしむるに若ぁず若しも然らずして政府より民間の生產業に干涉し從來の如く是れも保護其れも保護と一々私業を保護するときは燒盧の草木野風に堪へず、外國人雜居中に立て之れと競爭上下するぁ思ひも寄ぁぬ次第ならん我輩は遲て內地雜居の後事を案ぎて政府は今より彼の保護の事を廢し人民をして獨立に生產業を營むの習慣を養成せしむるの用意ぁらんと偏に希望に堪へざるぁり

官報

○文部省訓令第八號

尋常師範學校職員ノ俸額ハ左表ニ據ルヘシ

文部大臣森有禮

明治十九年十月九日

尋常師範學校職員俸額表

學校長年俸	千二百圓以下六百圓以上
學校長補月俸	五十圓以下四十圓以上
教頭年俸	千圓以下五百圓以上
教諭月俸	七十五圓以下三十圓以上
助教諭月俸	三十圓以下十五圓以上
幹事月俸	五十圓以下三十圓以上
舍監月俸	三十圓以下十五圓以上
訓導月俸	三十圓以下十圓以上
書記月俸	二十圓以下十圓以上

○軍艦甍著　鳳翔艦は去る四日品海拔錨同五日浦賀へ投錨せり　（以上本年十月九日官報）

雜報

○新橋鐵道局　東京新橋鐵道局は從來冶工鑄造木工場等を置き常ぁ三四百名の工夫を使役して專ぁ汽關車の修繕及客車荷車の新調修繕を事とし東京橫濱間は勿論東北及上州鐵道列車れ新調修繕をも悉皆此處に引受け居る由ぁるが近頃宇都宮間の線路も延ぁ工事を進ぎ仙臺に達するとも遠からず又今度東海道線路も漸次工事ぁ着手せんともるぁ付同建築場の事業は一層繁劇を加へ迚ても此迄の工場にては手廻り兼ぬるが爲め同場の南手ぁる空地に於て更に工場を建擴ぐる目論見にて既に先月來土盤りに着手したる由又目下同工場ぁて新調中の車輛は日本鐵道會社より注文の荷車五十臺（內二十四臺は已ぁ成就したるを以て近々同會社へ引渡を等なり）を初め其他客車新調に拘はる者十五六臺もある由なるが右等の客車は上中等とも現ぁ東京橫濱間に使用するものより內部の飾付等一層美麗ぁ盡したる新形の仕立ぁりと云ふ

○幾內三州の鐵道　大坂府下大和國式上郡芝村の恒岡直史（府會議員）攝津國住吉郡喜連村の山莊逸作東區船越町二丁目の岡橋治助南區安堂寺橋通一丁目の貴田孫次郎、同町の浮田桂造（府會議員）の諸氏ぁ發起ぁ係る南區御靈跡町より大和國葛下郡高田村まで里程凡ぁ十里間ぁ布設すべき和河攝鐵道事業は此程大坂府知事に宛て沿道測量の儀を出願し許可と受けたるに付光明後日ぁ乃ぁ實地測量ぁ着手する筈ぁりといふ扨右鐵道布設に要する工費及び諸用具購入の見積金額ぁ問くに金九萬千二百七十四圓枕木用松材四萬三千二百本、鐵道敷地二間幅十里延長三百六十町歩買入費、大坂幷に大和高田村停車場敷地買入れ及び同所醫建物取除け其他豫備費、各驛停車場敷地買入費、鐵道敷地工費、橋梁三ケ所架設費等、大坂高田幷ぁ各驛五ケ所停車場建設費等、洋銀十七萬八千四百二十圓十六錢汽鑵車客車貨物車及び軌條鍛治場各停車場其他鐵道ぁ關する一切の用具等の購入費等にて合計廿六萬九千六百四十四圓十六錢なりと去る六日の內外新報ぁ見も

○日本雜貨の引札　米國にて日本雜貨の捌口は年々增加し殊に本年は三カド芝居の影響にて一層の上景氣なるを以て桑港の商人は此機を外さず日本雜貨の競賣を初め互に種々の工夫を設けて賣捌に盡力する中にも某商店ぁては一の大なる箱を製し其四方に日本の人物花鳥を美麗に畫き之と馬車に載せて挽歩き別に馬車の上にて引札の廣告を讀々之と人々に與ふる工夫をぁし其引札も又た今日日本ぁ行はるゝ引札の如くにし綠に花鳥の形と畫況中に廣告文と認むる由ぁて此程右の箱及び引札に要する花鳥人物の形を彼地より府下某商人方へ注文し來りたるに付調製の上遠からず彼の地へ廻送もる筈なりと

○末松氏の演劇改良演說（一昨日の續き）

次にせり出しは西洋にても其物ぁきにはあらねと是は重に道化狂言ぁどぁ用るぁり其成の演劇は斯る小細工を假りて人氣と取るには及ぶまじ併し之を造るには無造作ぁれば造りたりとて妨ぁるかぁらん又義太夫語り抔ちチョボとか云ふもの〳〵居所は必要敷全体演劇は役者が成るべく銘々自分に其役前の詞と遣ふがよし日本の演劇と西洋演劇ぁ比べれば元來詞の用ぁる方の少ぁきぁ其れさへ自分に云はゞ字チョボに代理をさせ自分は身振りとか手振とかのみもるぁ多きぁ自分が云はぬは其ぁ者とかい唄だ而ぁて其身振手振は踊り同前にて却て興を失する事多し成るべく床淨瑠理は省きたし併し慣習の久しきものぁれば全く廢し難しとならば成るべく少なくすべき者とす差すれば淨瑠理臺も極必要ぁはあらねとも時々手輕きものと提付くる位の事にて可ぁらん

又日本にては幕の間に於て菓子はよしか一御茶はよしか一と吐鳴りたて〻賣りぁるくものぁり是ぁ等は不感心極まる事にして其雜踏不体裁云はんかぁるぁ西洋にては幕ぁ間は丸て音樂ぁ奏して人の心ぁ鎭るほどぁるぁ此音樂は通例舞臺の前面即ち日本にて小一とか云ふ所とぁろに坐りて人の目障りにぁらずして聽ぁる愉快ぁるぁ、太鼓ぁどにてポンヤン〳〵やぁれては因り者なぁど西洋ぁ音樂ぁらぁ極めてよし元來音樂ぁ國家の美術上に於ては無くて叶はぬ者ぁれば人の身神ぁ樂しましむる必らず音樂ぁ要す左れば音樂ぁ是非ともぁく事ぁ必要とするなり但し音樂ぁ云ふても海陸軍樂と違ひチルケスツヲルハンド即ち重に鼓弓笛ぁどぁ用る者ぁ使ふべし

扨又景色は如何して遣るべき道具建くい如何して拵らゆべきと云へば是等は日本の事物はまぁとに疎末極まる事なり景色道具建は大ぁ美ぁ盡ぁ而して重に西洋流の繪仕掛ぁ用もべし此頃新富座は少しく覺ぁしよまぁるがまざ〳〵不充分ぁり事によると實物ぁのぁとらずぁ演劇は總て美術ぁ本旨とすべし元來美術ぁ其眞物とはその眞物に似つこ人の感するものぁ故へば「此馬ハ彼の名馬を見せしめんと」にては之れぁし此枯れか〳〵たる眞却て殺風景ぁ極めで其上と云ふぁ工夫ぁりと知るべぁり景色の一變に功する事は疑ぁ塲の月ぁ眺むるにて而して其紙ぁ丸天井ぁかける故其見ぁば其月の出きヤント　オフ　ツェとセーカとが中疑携へそひぁ同志の恍惚ぁまで忘ら者に非ず先頃れ新ざまざ不十分なり越君が芝にて演せち悪かりしぁも仮ず有船い鎭臺一ぁ幾尋ともなき繪バ景色は書間より動ぁ絵にて眞に新艮演劇ぁ景色道具居の節雨や雪が宜幾分か改良の部に ぁし

次きに演劇は如何想ぁ懷況「何でも ぁるべぁ」ぁやひに間違ひの話ぁうし芝居ぁ爲すぁ其宜しきものは仙臺栽の如き忠臣は之れぁ演し其改良は新脚色のぁるの次第には孫ぁ倚の芝居に變遷せて末廣重恭先生がい恰ぁも提灯持ちスット先方へ往ぁに立つがよしと演より普通の提灯持改良に取りて益ぁもりぁり

ぁれは偖置都て倚閣雅の芝居ぁは殿のミヅカラ言ぁぁらず其演劇に於て高倚ぁも云ぁ葉ぁ入れ人の分ぁれば詩ぁ作ぁか如の韻末の處ぁ陣粉漢ぁ出來しぁ用ひて微妙の演況樣なれども決ぁるぁと同前芝居ぁぁろぁを見るぁ居は誠に陳套にぁる惡漢兒ぁ脚色し、これは是非ぁ惡の主旨に基くぁる講釋はぁまりぁ勸善懲惡ぁ自ぁ其ぁらず若し美術ぁ美ぁぁると云ぁ專のにて殘忍苛酷ぁ心に眞の滿足ぁ與ければ勸善懲惡ぁ